

[目次]

損害賠償の負担方法と経済的効率性
- 共同不法行為の経済分析からみた HIV 訴訟（2次）
和解案における企業の損害負担についての一考察 -

越 野 泰 成

要約

本論文では、薬害など、損害が複数の加害者によって引き起こされ、かつ損害と加害者の因果関係は明らかであるが、ある被害者の損害はどの加害者によるものかが特定できないような共同不法行為が成立している状況の解決策として、全損害をその財の市場における各企業のマーケット・シェアによって分担する責任ルールを取り上げ、その効果を考察している。結果として、各企業の注意水準と財の生産水準は、ともに社会的に最適な水準を下回ることが示される。そしてこの観点から、HIV 訴訟（2次）和解案における各企業の損害分担についても同様のことが指摘されうる。もちろん、この責任ルールの認識や適用についてモデルと和解案の両者に違いはあるが、今後、この和解案が前例として様々な役割を果たすと考えれば、この検討は意義あるものといえるであろう。

さらに、現実的な観点からいくつかの代替的ルールの可能性を検討している。結果として、生産水準と注意水準の両方に依存した責任ルールが、またはそれらに依存せず、各企業に全損害を負担させる責任ルールが社会的総余剰を改善

する点からマーケット・シェアルールよりも望ましいことが示される。しかし、前者のルールは制度運営費用がかなり大きくなり、後者のルールは各企業が過大負担となることが予想され、責任ルール適用に際しては、これらの点も同時に考慮する必要がある。

【キーワード】

HIV 訴訟（2次）和解案、共同不法行為、マーケット・シェアルール

1. はじめに^(*)

1996年3月、東京・大阪両地方裁判所において、HIV訴訟（エイズ薬害訴訟）の裁判上の和解が成立した。HIV事件（エイズ薬害事件）とは、血友病治療のため用いられた非加熱濃縮血液製剤にエイズ・ウイルス（HIV）が混入していたことによって引き起こされた薬害事件であり、HIV訴訟は、この被害者らが、血液製剤を製造・販売した製薬会社5社と国に損害賠償責任を問うたものである。この訴訟の焦点は、国と製薬会社に過失があったこと、および全被害者の救済という2点であった⁽¹⁾。

このような薬害事件などは、損害が複数の加害者によって引き起こされ、かつ損害と加害者の因果関係は明らかであるが、ある被害者の損害はどの加害者によるものかが特定できないような状況であり、共同不法行為が成立していると考えられる⁽²⁾。このような場合、被害者に対して全損害を補償したり、あるいは事故防止のためにはどのような責任ルールの適用が望ましいであろうか。薬品などの財は、その特性、使用法、危険性などについての知識を消費者が十分に有することは少なく、さらに危険性について企業が消費者に伝達するインセンティブをあまり持たないため、多くの場合、企業（潜在的加害者）と

消費者（潜在的被害者）の間での財の安全性に関する情報の非対称性が存在することになる。それゆえ「売手をして注意せしめよ（caveat venditor）」の原則にもとづく厳格責任ルール（strict liability）を適用することによって、全損害を企業に負担させ、損害の内部化を計ることが望ましいといえる。しかし、その全損害のうちのどれだけをどの企業に負担させればよいのかが特定できないため、単なる厳格責任ルールでは、十分な解決策にはならないことが予想される。つまり全損害を加害者間でどのように分担するかが重要となってくるのである。過去のいくつかの事例では、全損害をその財の市場における各企業のマーケット・シェアによって分担する責任ルール（strict market share liability：以下では、マーケット・シェアルールと呼ぶ）が用いられている⁽³⁾。上述の HIV 訴訟の和解案でも「（加害者である）製薬会社間の（和解金）負担割合を国内の非加熱濃血液縮製剤のシェア」によって解決を試みている⁽⁴⁾。

Landes & Posner（1987）は、共同不法行為をいくつかの場合に分類し、厳格責任ルールや過失責任ルールなどの効率性を考察している。一方、Marino（1991）は、共同不法行為でのマーケット・シェアルールの効率性を考察している。そこでは各企業の生産水準と事故発生の確率がともに社会的に効率的な水準を満たさないことが示されている。しかしその設定は、期待損害額が各企業の事故発生の確率のみに依存しており、共同不法行為の要件を十分に表していないように思われる。

そこで本論文では、Landes & Posner（1987）と Marino（1991）をもとに、共同不法行為の要件を十分に考慮し、このような薬害事件などに対する解決方法として、マーケット・シェアルールを取り上げて、その効果を考察することにする。なお Marino（1991）とは異なり完全競争市場を想定している。結果は、各企業の注意水準および財の生産水準は、マーケット・シェアルールによって、ともに社会的に最適な水準を下回る事がわかる。さらに、他の責任ルールの適用可能性についても考察している。

本論文の構成は次の通りである。2 節で、モデルの枠組みを説明し、社会的最適な生産水準と注意水準を導出する。3 節で、マーケット・シェアルールの影響を分析し、この視点から HIV 訴訟の和解案について考察する。さらに代

替的なルールの可能性も考察する。最後に 4 節で結びとしてまとめ・今後の課題を述べることにする。

2. 共同不法行為と社会的最適性

この節では、共同不法行為での損害の算出について説明し、これを使い社会的最適な生産水準と注意水準を導出する。

2.1 消費者

代表的な消費者を想定する。代表的な消費者は、当初所得 Y を持っており、この一部を使って完全に安全でない財を購入するとする。その財の価格を p 、購入量を q_c 、支出しない所得を y とする。この財の消費からの損害を全て企業が負担するとき、消費者は、

$$U(q_c) + y \quad (2-1)$$

という効用関数を持つとする。ただし、 $U' > 0$ 、 $U'' < 0$ である。つまり、「売手をして注意せしめよ」の原則のもとでは、効用関数は財の危険性とは無関係となる。

このとき、効用最大化より、逆需要関数

$$p = U'(q_c) \quad (2-2)$$

が導出される。

2.2 損害の算出

まず共同不法行為について説明しよう。例えば、複数の交通事故が起こった場合や複数の工場によって公害が生じた場合など、一般的に加害者が複数いる場合の不法行為を意味する。共同不法行為は

1) 損害が 2 人以上の加害者 (被害者に関して不法行為の要件は備えている) の行為 で引き起こされている

2) 加害者・被害者の両者から損害が分割できない⁽⁵⁾

という 2 つの要件を備える必要がある。そして、共同不法行為が成立するとき、これら複数の加害者を共同不法行為者と呼び、共同不法行為者は、損害に対して連帯責任を負わなければならないのである。

いま完全に安全でない財を生産する n の企業が、潜在的な共同不法行為者であるとしよう。このとき「売手をして注意せしめよ」の原則のもとで、各企業の負担する総費用 (期待総費用) L_i は、

$$L_i = c_i(a_i, q_i) + s_i \cdot D(a_1, \dots, a_n) \quad q_i, i = 1, \dots, n \quad (2-3)$$

と表されることになる。ここで

a_i : 企業 i の注意水準、 q_i : 企業 i の財の生産水準

$c_i(\cdot, \cdot)$: 企業 i の費用関数、 $c_i / a_i > 0$ 、 $c_i / q_i > 0$

$D(a_1, \dots, a_n)$: 財 1 単位当たりの期待損害額、 $D / a_i < 0$

s_i : 企業 i の期待損害額の負担率、 $s_i = 1$

である。共同不法行為の想定より、市場全体の期待損害額がすべての企業の注意水準に依存すると仮定し、期待損害額の算出を行っている⁽⁶⁾。(2-3)の $D(a_1, \dots, a_n) q_i$ は、その状況を表しており、各企業の負担する総費用は他の企業の注意水準にも依存することになる⁽⁷⁾。また損害がどの企業によるものかが特定できないため、各企業の期待損害額の負担率 s_i は、各企業間での損害分担が不確実である状況を表している。

Marino (1991) では、 a_i を企業 i の財の事故発生の確率とし、すべての i に対して、 $D(a_1, \dots, a_n)$ を

$$D(a_1, \dots, a_n) = D(a_i) \quad (2-4)$$

としている⁽⁸⁾。(2-4)では、企業 i の財 q_i による期待損害額が $D(a_i) q_i$ と表され、期待損害額が企業 i の事故発生の確率のみに依存することになる。これでは想定している共同不法行為の要件を十分にみたしていないように思わ

れる。HIV 訴訟など薬害事件では、加害者が複数いる場合の不法行為であり、期待損害額がすべての企業の注意水準（事故発生の確率）に依存しなければならない。また例えば、A 製薬会社が医者や患者にある薬品の危険性などの注意を促すこと（A 社のより高い注意水準を意味する）で、他社の同じ薬品を使う際にも医者や患者が注意をすることになるであろう⁽⁹⁾。その結果、他社が注意水準を上げなくても他社の負担する費用（期待損害額）が下がることが予想される。また薬品という財の特性上、製薬会社がまったく注意を払わず（ $a_i = 0$ ）に、生産をすることはあり得ないであろう。そこで本論文では、 $D(a_1, \dots, a_n)$ を

$$D(a_1, \dots, a_n) = \frac{d}{a_1 + \dots + a_n} = \frac{d}{a_i} \quad (2-5)$$

と特定化することで、この状況を表すことにする⁽¹⁰⁾。なぜなら（2-5）では、企業 i の財 q_i による期待損害額が $(d / a_i) q_i$ と表され、期待損害額がすべての企業の注意水準に依存することになり、HIV 訴訟などの薬害事件で想定している共同不法行為の要件を十分にみたすことになるからである。ここで d は、パラメーターである⁽¹¹⁾。

一方、企業 i の費用関数 $c_i(a_i, q_i)$ を

$$c_i(a_i, q_i) = a_i q_i \quad (2-6)$$

と特定化する。（2-6）は、企業の費用関数が注意水準と生産水準の積の形で表されることを示し、注意水準が財の限界費用（平均費用）も表すことになる⁽¹²⁾。

（2-5）、（2-6）より、（2-3）は、

$$L_i = a_i q_i + s_i \frac{d}{a_i} q_i, \quad i = 1, \dots, n \quad (2-7)$$

と表されることになる。

2.3 社会的最適化

以上より、代表的な消費者と n の企業がいる場合の社会的総余剰（期待総余

剰) W は

$$W = U(q_i) - \left\{ a_i q_i + \frac{d}{a_i} q_i \right\} \quad (2-8)$$

で表されることになる。最大化の1階の条件より、社会的に最適な水準(q_i^* , a_i^*)はそれぞれ、

$$U(q_i^*) = a_i^* + \frac{d}{a_i^*} \quad (2-9)$$

$$q_i^* = \frac{d}{(a_i^*)^2} \quad (2-10)$$

を満たすことになる⁽¹³⁾。(2-9)は、この財の限界便益と限界費用が等しい水準で財の生産量が決定されることを示している。(2-9)の右辺より、財の限界費用が生産による限界費用と期待損害額による限界費用の合計から構成されていることがわかる。(2-10)は、財に関する総費用を最小にするように注意水準が決定されることを示している⁽¹⁴⁾。

そこで、以下では、 n の同質な企業を想定するので、すべての i に対して、 $q = q_i$ 、 $a = a_i$ となり、(2-9)、(2-10)は、それぞれ

$$U(nq^*) = 2\sqrt{\frac{d}{n}} \quad (2-11)$$

$$a^* = \sqrt{\frac{d}{n}} \quad (2-12)$$

と表されることになる。

3. 責任ルールの影響

この節では、2節のモデルを使って、各企業が全損害をマーケット・シェアによって分担する場合(strict market share liability)、生産量と注意水準にどのような影響を与えるのかを考察する。つまり、(2-7)の s_i を各企業のマーケット・シェアの値にするという方法である。

3.1 企業の行動

まず、対象とする市場を

1) 各企業は、全損害をマーケット・シェアによって分担しなければならないと認識

2) n の同質な企業が生産量 q_i と注意水準 a_i を決める完全競争市場と想定する。この想定のもとで、各企業の利潤最大化行動は、

$$\max_{q_i, a_i} \pi_i(q_1, \dots, q_n, a_1, \dots, a_n), \quad i = 1, \dots, n \quad (3-1)$$

となる。(2-7) より、 π_i は、

$$\pi_i = p q_i - a_i q_i - \frac{q_i}{q_i} \left(\frac{d}{a_i} q_i \right) \quad (3-2)$$

と表される。ただし、損害を分担しても各企業の利潤は非負であると仮定する。

最大化の1階の条件より、企業にとって最適な水準 (q_i^c, a_i^c) は、それぞれ

$$p = a_i^c + \frac{d}{a_i^c} \quad (3-3)$$

$$q_i^c = \frac{d q_i^c}{(a_i^c)^2} \quad (3-4)$$

を満たすことになる。(3-3) は、この財の価格と限界費用が等しくなるように財の生産水準が決定されることを示している。(3-3) の右辺の第2項目より明らかに損害の内部化が行われている。(3-4) は、財に関する総費用を最小にするように注意水準が決定されることを示している。(2-10) とは違い、マーケット・シェアルールによって、各企業は自己の生産量に関する期待損害額を負担することになる。また想定より均衡ではすべての i に対して、 $q_i^c = q^c$ 、 $a_i^c = a^c$ となり、(3-3)、(3-4) は、それぞれ

$$p = \left(1 + \frac{1}{n} \right) \sqrt{d} \quad (3-5)$$

$$a^c = \frac{\sqrt{d}}{n} \quad (3-6)$$

と表されることになる。

3.2 責任ルールの影響

社会的最適な生産水準と注意水準と各企業のそれら最適な水準を比較することで、マーケット・シェアルールの影響を考察しよう。

まず、注意水準について比較する。(2-12)と(3-6)より、明らかに $a^* > a^c$ であることがわかる。

次に財の生産水準について比較する。(2-2)、(2-11)および(3-5)より

$$U(nq^c) - U(nq^*) = (\sqrt{n} - 1)^2 \frac{\sqrt{d}}{n} \quad (3-7)$$

が成立する。ここでは $n > 1$ なので、(3-7)は正となり、 $U(nq^c) > U(nq^*)$ が成立し、 $U > 0$ 、 $U < 0$ より、 $nq^* = Q^* > Q^c = nq^c$ であることがわかる。

注意水準が、 $a^* > a^c$ となるのは、マーケット・シェアルールに大きな要因がある。つまり、(2-10)の場合は、あたかも企業は市場全体の財に対する期待損害額を負担するという想定になり、(3-4)の場合は、マーケット・シェアルールによって、企業は自己の生産量に関する期待損害額だけを負担するという想定になるからである。いま1つの要因は、財の期待損害額が他の企業の注意水準にも依存しているために、フリーライダーが発生するからである。一方、損害が内部化されているにもかかわらず、 $Q^* > Q^c$ となるのは、財の限界費用が生産による限界費用と期待損害額による限界費用の合計から構成され、マーケット・シェアルールによって各企業の注意水準が低くなるため、(3-3)からわかるように財の限界費用が高くなるからである。以上より、マーケット・シェアルールの影響に関して、次のような命題が導出される⁽¹⁵⁾。

【命題】

n の同質な企業による完全競争市場を想定する。そして、これら n の企業が完全に安全でない財を生産する、共同不法行為者であるとしよう。

このとき、この財からの全損害をマーケット・シェアによって各企業に分担させるという負担方法をとるとする。すると、各企業の財の生産水準および注意水準は、ともに社会的最適な水準を下回ることになる。

そこで、HIV 訴訟（2次）和解案における企業の損害負担方法について考えてみる。和解案では「製薬会社間の（和解金）負担割合は、1983年当時の国内の非加熱濃縮血液製剤のシェアによる」となっている。つまりマーケット・シェアによって各企業に全損害を分担させることになっている。そうすると、上の結果より経済学的な観点からは、効率的な結果をもたらさないことが指摘できるであろう。

しかし次の点に注意しておかなければならない。それは、この責任ルールを事前に認識して企業が行動をするのか、あるいは認識せずに行動し、事後にこの責任ルールを適用するのかということである。モデルは前者の場合に、和解案は後者の場合に当てはまることになる。しかし、この和解案が前例となり、企業による薬害などを回避したり、企業により安全な財を供給するインセンティブを与える役割を果たすものとすれば、この責任ルールの効果を考察する意義はあると思われる。

3.3 代替的なルール

以上のような想定もとでは、各企業の注意水準および生産水準は、マーケット・シェアルールによってともに社会的最適な水準を下回ることがわかった。もし均衡において(3-3)を成立させつつ、企業の注意水準を a^* に近づけることができれば、注意水準が社会的最適な水準になるだけでなく、生産水準も(3-3)を通して社会的最適な水準になることがわかる⁽¹⁶⁾。それゆえ均衡において(3-3)を成立させつつ、注意水準を a^* に近づける責任ルール--(2-7)における損害額の負担率 s_i を決めるルール--が導出できるのであれば、マー

ケット・シェアールに比べて、そのルールは社会的総余剰を改善することになる。

そこでここでは、そのような責任ルールが可能であるか、いくつかの代替的ルールを取り上げて検討することにする。

一般的に各企業の損害額の負担率 s_i は、すべての企業の生産水準と注意水準に依存しており

$$s_i = s_i(q_1, \dots, q_n, a_1, \dots, a_n), \quad i = 1, \dots, n \quad (3-8)$$

と表される。そして次のようないくつかの基準から代替的ルールを考察していくことにする。1つめは、

$$s_i(\cdot) = 1 \quad (G-1)$$

であり、「公正性」の目標と呼ぼう⁽¹⁷⁾。これは被害者の全損害を加害者によって過不足なく補償し、両者での負担の偏り(不平等)がないことを意味する。いま1つは、

$$1 = \frac{d}{n(a_i)^2} \quad (G-2)$$

であり、「効率性」の目標と呼ぼう。これは均衡での注意水準の効率性を意味する。もし同時に均衡において(3-3)が成立すれば、生産水準も最適な水準になる。それゆえ(G-1)と(G-2)を満たし、同時に(3-3)に影響を与えない責任ルールが社会的総余剰を改善するだけでなく、公平性も失わないルールといえることになる。

しかし同時にそれら責任ルールを適用するとき、裁判所などの当局にとってどのような情報が必要かを考慮しなければならない。なぜならこれは制度運営の費用に関連するからである。もし(G-1)や(G-2)を満たすあるルールが、そのための必要な情報収集が困難で莫大な費用がかかるのであれば、その点から社会的に望ましいルールとはいえないかもしれない。そこでいま1つとしてこの費用削減することを「制度運営費用低減」の目標と呼ぼう。

つまり(G-2)のような効率性の基準からだけではなく、(G-1)の公平性や

制度運営費用低減の基準も合わせて責任ルールを検討する必要があることになる⁽¹⁸⁾。

それではまず、マーケット・シェアルールから始める。これは各企業の生産水準にのみ依存しているルールで、すべての i に対して

$$s_i(q_1, \dots, q_n) = \frac{q_i}{q_i} \quad (3-9)$$

と表される。この責任ルールは、(G-1)は満たすが、(G-2)は満たさないことがわかった。またこの責任ルールを適用するとき、裁判所などの当局は損害が生じたときの各企業の生産水準についての情報だけを入手すればよいことになる。生産水準の情報の入手は比較的容易であり、制度運営の費用は比較的小さくなるであろう。

2 つめとして、Marino (1991) に従い、すべての i に対して生産水準も注意水準にも依存していない

$$s_i(\cdot) = 1 \quad (3-10)$$

と表されるルールを考える⁽¹⁹⁾。これは共同不法行為者は損害に対して連帯責任を負うという視点から、各企業にそれぞれ全損害額を負担させる懲罰的損害賠償の性質を持った責任ルールと解釈できる。この責任ルールは、(G-1)は満たさないが、(G-2)を満たし、かつ均衡において(3-3)を成立させることがわかる。それゆえ(マーケット・シェアルールに比べて)社会的総余剰を改善することになる。またこの責任ルールを適用するとき、当局は何らの情報入手する必要がないことになり、代替的ルールの中では制度運営の費用は最小となるであろう。しかし企業が過大の負担をする点((G-1)を満たさない)や、それによる産業衰退の可能性の問題などがある。

3 つめとして、Marino (1991) に従い、すべての i に対して各企業の注意水準にのみ依存した

$$s_i(q_1, \dots, q_n, a_1, \dots, a_n) = s(a_i) \quad (3-11)$$

と表されるルールを考える。ここではその1つとして、

$$s(a_i) = 1 - \frac{n-1}{2nd} \{ (a_i)^2 + (2n-1)(a^*)^2 \} \quad (3-12)$$

というルールが導出できる⁽²⁰⁾。この責任ルールは、企業の注意水準が高くなるにつれてその企業の負担率が減少するように作用する。つまり $ds/da_i < 0$ となる。この責任ルールは、均衡においてのみ(G-1)を満たす。また(G-2)を満たすが、均衡において(3-3)を成立させないことがわかる。そのため(マーケット・シェアルールに比べて)社会的総余剰が改善するか否かは確定しないことになる。またこの責任ルールを適用するとき、当局は損害が生じたときの各企業の注意水準についての情報だけ入手すればよいことになる。しかし一般的に注意水準の情報の入手は困難であり、そのため制度運営の費用は比較的大きいものになるであろう。

4つめとして、各企業の生産水準と注意水準の両方に依存した

$$s_i(q_1, \dots, q_n, a_1, \dots, a_n) = \frac{1}{i} / \left(\frac{1}{i} \right) \quad (3-13)$$

と表されるルールを考える。ここで $i = a_i / q_i$ であり、 i は企業 i の財 1 単位当たりの注意水準を意味することになる。この責任ルールは、 i が高くなるにつれ (a_i が高くなるか、 q_i が減少する)、負担率が減少するように作用する。つまり $s_i / i < 0$ となる。この責任ルールは(G-1)と(G-2)をともに満たし、かつ均衡において(3-3)を成立させることがわかる。それゆえ(マーケット・シェアルールに比べて)社会的総余剰を改善することになる。しかしこの責任ルールを適用するとき、当局は損害が生じたときの各企業の生産水準と注意水準についての情報を入手しなければならない。生産水準の情報の入手は比較的容易であるが、注意水準の情報の入手は困難であり、それゆえ代替的ルールの中では、制度運営の費用は最も大きいものになるであろう。

4. むすび

本論文では、薬害など、損害が複数の加害者によって引き起こされ、かつ損害と加害者の因果関係は明らかであるが、ある被害者の損害はどの加害者によ

るものかが特定できないような共同不法行為が成立している状況の解決策として、全損害をその財の市場における各企業のマーケット・シェアによって分担する責任ルールを取り上げ、その効果を考察した。結果は、各企業の注意水準および生産水準はマーケット・シェアルールによって、ともに社会的に最適な水準を下回ることがわかった。そしてこの観点から、HIV訴訟(2次)和解案における各企業の損害分担についても同様のことが指摘されうる。もちろん、この責任ルールの認識や適用についてモデルと和解案の両者に違いはあるが、今後、この和解案が前例として様々な役割を果たすと考えれば、この検討は意義あるものといえるであろう。

さらに現実的な観点からいくつかの代替的ルールの可能性を検討してみた。効率的な注意水準を達成させ、同時に効率的な生産水準も達成させることで(マーケット・シェアルールに比べて)社会的総余剰を改善するという点からは、(3-10)や(3-13)のルールが望ましいことがわかった。しかし公平性や制度運営費用低減の目標を考慮すると(3-10)は公平性の目標を、(3-13)は制度運営費用低減の目標を達成しないことがわかった。この点より、これら2つのルールが(3-9)のマーケット・シェアルールや(3-12)のルールに比べて必ずしも望ましいとはいえないかもしれない。それゆえ、効率性だけでなく公平性や制度運営費用低減の目標をも視野に入れ、それら目標のなかで何を優先し何をどの程度犠牲にしなければならないかなどを考慮し、それらの最適な組合せを実現するように責任ルールを考察、適用していくことが必要なのである。

最後に、今後の課題を述べよう。1つは、このような責任ルールの導入が、企業同士の結託を促すなど、産業内での企業の行動に影響を与える可能性があり、このことによっても責任ルールの効果は変わってくることが予想される。それを分析することが1つの課題である。いま1つは、非対称的な企業を想定した場合のマーケット・シェアルールの影響を考察することである。これが2つめの課題となる。

注釈

(*) 本論文は、HIV 訴訟和解案での企業の(損害)負担方法について、経済学的観点からの一考察を行っているだけであり、HIV 訴訟やその和解案についての是非や評価について述べているものではないことに注意してほしい。また法律の内容に関して不正確であるおそれがあるが、筆者は法律の専門家ではないのでお許しいただきたい。

また本論文作成に関して、岸本哲也教授(神戸大学)、角田光隆助教授(琉球大学)、岸本ゼミナールの参加者、および匿名のレフェリーの方々からは、貴重なコメントをいただきました。記して感謝します。なお内容に関する全ての責任は筆者にあります。

(1) HIV 訴訟は、製薬会社 5 社に対しては、債務不履行責任(安全配慮義務違反)と民法 709 条の不法行為責任を根拠として、損害賠償責任を問うたものであり、結果として和解による解決であった。この詳しい内容・経緯については参考文献を参照せよ。

(2) 宇都木(1996)によれば、HIV 感染の確認が日本で可能になったのは 1985 年であり、その時には HIV 罹患血友病患者のほとんどが既に感染しており、感染源を特定することは困難であった。これは、ある被害者の損害はどの加害者によるものかが特定できないような状況に対応するであろう。また、もし判決となった場合、淡路(1997)によれば、被害者が加害者を特定できない問題は、1 つの解決として、共同不法行為(民法 719 条 1 項前段および後段)の問題として解決され得たであろう、としている。このことから HIV 薬害事件では、共同不法行為が成立していたと考えられる。一方、Marino(1991)

は、財の安全性に関する情報の非対称性の問題を Product evaluation problem、加害者の特定ができない問題を Producer identification problem と呼んでいる。

(3) アメリカの「DES 判決」や日本の「スモン判決」などがある。

(4) 和解金分担を損害分担と解釈することにする。以下同じである。

(5) 損害の因果関係は明らかであるが、ある被害者の損害はどの加害者によ

るものかが 特定できないような状況である。

(6) 財 1 単位当たりの損害額を Z で一定とし、財の事故発生の確率を $p(a_1, \dots, a_n)$ で表すと、 $D(a_1, \dots, a_n)$ は、

$$D(a_1, \dots, a_n) = p(a_1, \dots, a_n) Z \quad (\text{T-1})$$

と期待値を表していることになる。

(7) Landes & Posner (1987) は、共同不法行為を同時的共同不法行為 (simultaneous joint tort) と連続的共同不法行為 (successive joint tort) と 2 つに類型している。、さらに同時的共同不法行為を共同的注意 (joint care) と選択的注意 (alternative care) の 2 つに分類している。本論文は、共同的注意での同時的共同不法行為を想定している。

(8) Marino (1991) や Polinsky & Rogerson (1983) では、財 1 単位当たりの損害額を Z で一定とし、企業 i の財の事故発生の確率を a_i としているため、実際 (2-4) は、

$$D(a_i) = a_i Z \quad (\text{T-2})$$

と表されることになる。

(9) HIV 事件では、実際の現場で、製薬会社の営業マンや医者が非加熱血液製剤の危険性を十分に知らず (十分に知らされずに) 扱っていたとの報道もある。そのためここで指摘しているような状況は生じ得たであろう。

(10) (2-5) では、財の事故発生の確率 $p(a_1, \dots, a_n)$ を

$$p(a_1, \dots, a_n) = \frac{1}{a_1 + \dots + a_n} = \frac{1}{a_i} \quad (\text{T-3})$$

と特定化しているのである。

(11) d は財 1 単位当たりの一定の損害額であり、また d が高いほど財 1 単位当たりの期待損害額は大きくなることになるため、 d は財の危険の程度を表すパラメーターとも解釈できる。

(12) Marino (1991) や Polinsky & Rogerson (1983) では、企業 i の財の事故発生の確率を a_i とし、財 1 単位当たりの限界費用を $c(a_i)$ で表すこと

で、企業の費用関数 c_i を

$$c_i = c(a_i)q_i \quad c < 0, c' > 0 \quad (\text{T-4})$$

としている。

(13) 最大化の2階の条件が成立し、内点解が存在することを仮定する。

(14) ここでの総費用は、財の生産費用と負担する期待損害額の和を意味する。以下同じである。

(15) n の同質な対称的な企業による寡占市場の場合を想定すると、最大化の1階の条件より、企業にとって最適な水準 (q_i^s, a_i^s) は、それぞれ

$$U'(nq^s) + q^s U''(nq^s) = \left(1 + \frac{1}{n}\right) \sqrt{d} \quad (\text{T-5})$$

$$a^s = \frac{\sqrt{d}}{n} \quad (\text{T-6})$$

と表されることになる(対称的なナッシュ均衡が成立すると仮定するので、 $q_i^s = q^s$ 、 $a_i^s = a^s$ となる)。これらを社会的最適な水準と比較すると

$$Q^* > Q^s = nq^s, \quad a^* > a^s$$

となり同じ結果を得る。Marino(1991)は、寡占市場の場合を分析している。

(16) 企業の注意水準が a^* をこえて大きくなる(過大な注意水準をとる)と再び生産水準は社会的最適な水準を下回ることになる。

(17) Marino(1991)は、この目標を adding-up goal と呼んでいる。

(18) 「法と経済学」では、これら3つの基準を使い法制度のあり方を検討することがある。詳しくは浜田(1977)、または岸本・入谷(1998)の第12章を参照せよ。

(19) 代替的ルールの基本的考え方は Marino(1991)に基づいているが、(3-12)、

(3-13) で示されるルールは、本論文で新たに取り上げたものである。

(20) 均衡において、(3-11)は、

$$ns(a_i) = 1 \quad (\text{T-7})$$

$$1 = \frac{d}{n(a_i)^2} \quad (T-8)$$

$$-1 - \frac{ds}{da} \frac{d}{a_i} + s \cdot \frac{d}{n(a_i)^2} = 0 \quad (T-9)$$

を満たせばよいことになる。(T-7)は(G-1)に、(T-8)は(G-2)に対応する。そして (T-7)から(T-9)より、

$$\frac{ds}{da} = \frac{1-n}{nd} a_i \quad (T-10)$$

となる。これを解き、定数項を考えると、(3-12)が導出される。

参考文献

- [1] 安東 宏三 (1997)「薬害エイズ訴訟の経過」『法学セミナー』 No.506 pp.58-61
- [2] 淡路 剛久 (1996)「HIV訴訟と和解」『ジュリスト』 No.1093 pp.52-61
- [3] 淡路 剛久 (1997)「繰り返された薬害事件 - スモン事件からエイズ薬害事件へ - 」
『自由と正義』 Vol.48 No.2 pp.24-34
- [4] 浜田 宏一 (1977)『損害賠償の経済分析』 東京大学出版会
- [5] 林田 清明 (1997)『法と経済学 - 新しい知的テオトリー - 』 信山社
- [6] 林田 清明 (1986)「共同不法行為の経済分析(1)」『北大法学』 Vol.37 No.2 pp.232-50
- [7] 岸本 哲也・入谷 純 編著 (1998)『公共経済学』 八千代出版
- [8] 岸本 佳浩 (1997)「HIV訴訟における証拠収集 - 薬害の根絶に向けて - 」
『自由と正義』 Vol.48 No.2 pp.35-45
- [9] Landes, W.M. & R.A. Posner (1987) The Economic Structure of Tort Law.
Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

- [10] Marino,A. (1988) Monopoly, Liability and Regulation. Southern Economic Journal Vol.54 pp.913-27
- [11] Marino,A.(1991) Market Share Liability and Economic Efficiency. Southern Economic Journal Vol.57 pp.667-75
- [12] 松田 俊哉 (1994) 「マーケットシェア理論の展開」『司法研修所論集』 No.2 pp.107-56
- [13] Micell,T.J. (1997) Economics of The Law. New York : Oxford Univesity Press.
- [14] Polinsky,A. & W.Rogerson (1983) Product Liability, Consumer Misperceptions and Market Power.
Bell Journal of Economics Vol.14 pp.581-89
- [15] Shavell,S.(1980) Strict Liability versus Negligence. Journal of Legal Studies Vol.14 pp.1-25
- [16] Shavell,S. (1985) An Economic Analysis of Accident Law. Cambridge,Mass.:Harvard University Press.
- [17] 宇都木 伸(1996) 「 HIV 訴訟和解案と今後の課題 」『法律時報』 Vol.68 No.2 pp.2-5
- [18] 安原 幸彦 (1997) 「 和解の到達点と今後の課題 」『法学セミナー』 No.506 pp.62-65
- [19] 吉村 良一 (1995) 『不法行為法』 有斐閣

【表題】**A method of allocating damages and the economic efficiency**

- A method of allocating damages among firms

on (2nd) HIV legal composition from the economic analysis of joint tort -

【英文要約】

In this paper, we analyze how strict market share liability works within the condition of the joint tort. We find that each firm is likely to choose the care which is lower than the socially optimal care along with the output which is smaller than the socially optimal output because of this rule. We also find that the method of allocating damages among firms on (2nd)HIV legal composition leads the same result.

In addition to strict market share liability, this paper presents three alternative liability rules;(1) the rule that depends on both levels of cares and outputs of firms;(2)the rule that requires no levels of cares or outputs;(3)the rule that depends on only the levels of cares. We find that two rules--(1) and(2)--have more capability of increasing social welfare than strict market share liability.

However, it should be kept in mind that the administration cost of the rule(1)is the highest of these rules and each firm will still have to bear the damages excessively in use of the rule (2).

【キーワード】

(2nd)HIV legal composition joint tort strict market share liability